

※受理年月日	令和 年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

令和8年3月2日

兵庫県知事 様

株式会社 P L A N T
代表取締役 三ツ田 泰二
福井県坂井市坂井町下新庄 15 号 8 番地の 1

大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：SUPER CENTER PLANT 淡路店
所在地：兵庫県淡路市志筑新島 9 番 7

2 変更した事項

1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前)

大規模小売店舗を 設置する者	法人にあつては 代表者の役職・氏名	住 所
株式会社 P L A N T	<u>代表取締役 三ツ田 佳史</u>	福井県坂井市坂井町下新庄 15 号 8 番地の 1

(変更後)

大規模小売店舗を 設置する者	法人にあつては 代表者の役職・氏名	住 所
株式会社 P L A N T	<u>代表取締役 三ツ田 泰二</u>	福井県坂井市坂井町下新庄 15 号 8 番地の 1

2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前)

大規模小売店舗において 小売業を行う者	法人にあつては 代表者の役職・氏名	住 所
株式会社 P L A N T	<u>代表取締役 三ツ田 佳史</u>	福井県坂井市坂井町下新庄 15 号 8 番地の 1

(変更後)

大規模小売店舗において 小売業を行う者	法人にあつては 代表者の役職・氏名	住 所
株式会社 P L A N T	<u>代表取締役 三ツ田 泰二</u>	福井県坂井市坂井町下新庄 15 号 8 番地の 1

3 変更の年月日

2の1)の変更 令和7年9月21日

2の2)の変更 令和7年9月21日

4 変更の理由

大規模小売店舗を設置する者、大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名を変更したため。